

熊本市公契約条例(概要)

◆ 条例制定の目的

昨今の急激な物価上昇や、働き方改革関連法における時間外労働規制の建設業への適用といった社会情勢の大きな変化を受け、事業者においては、労働環境の整備はもとより、担い手の育成・確保など、事業の継続や継承にあたり、様々な課題に直面している。このような社会情勢の変化を踏まえ、適正な労働環境の整備や、事業者等の社会的評価の向上、更には、市民に提供されるサービスの質の向上を図ることにより、地域経済の健全な発展に寄与するため、「熊本市公契約条例」を制定するもの。

< 公契約条例 >

地方自治体が公契約を通し更なる行政サービスの品質の向上や、労働者の適正な雇用環境の確保等を行うため、発注者である自治体の責務や受注者である事業者の責務等の必要な事項を定めたもの。

◆ 条例制定の効果

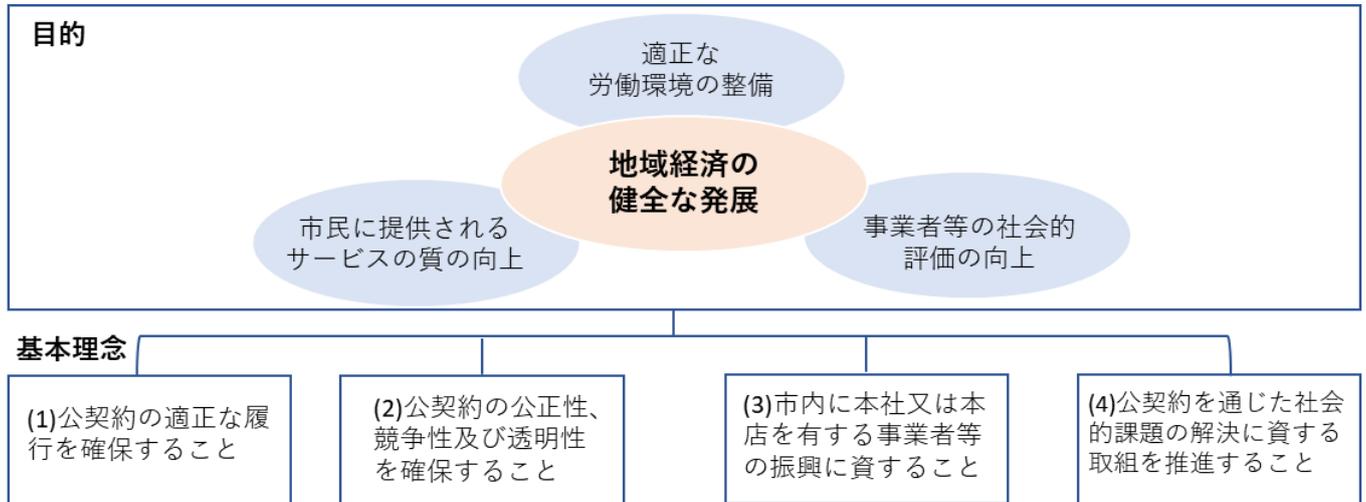
公契約条例について指定都市や熊本県等を調査した結果、条例の制定により、賃金の上昇に加え、時間外労働や休日出勤の減少、更には休暇取得の促進等、労働者の処遇改善が図られるなどの効果があることが確認され、本市においても同様の効果、ひいては公共工事等の質の向上に繋がることが期待できる。

◆ 条例の構成

第1条	目的
	→この条例を制定する目的を定めるもの
第2条	定義
	→この条例で用いられる用語を定義するもの
第3条	基本理念
	→条例を適切に運用し、取組を進めるうえでの基本的な考え方(行動規範)を定めるもの
第4条	市の責務
	→この条例の目的を達成するための市の役割を定めるもの
第5条	事業者等の責務
	→この条例の目的を達成するために事業者等に求められる役割を定めるもの
第6条	相互の協力等
	→市と事業者等が協力して市の施策を推進していくことについて定めるもの
第7条	取組方針
	→条例の目的を達成するため、発注者である市が実施する「取組方針」について定めるもの
第8条	適正な労働環境の整備等に関する誓約等
	→適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書の提出義務を定めるもの
第9条	適正な予定価格等の算出
	→公契約における適切な価格の積算について定めるもの
第10条	指定管理者制度における取扱い
	→公の施設の管理を指定管理者が行う場合も、この条例の趣旨を踏まえて行うことを定めるもの
第11条	委任
	→条例とは別に規則等で基準、様式等を規定し運用することを定めるもの

◆ 条例のポイント

1 目的と基本理念



<「基本理念」と「目的」の対応関係>

基本理念(第3条)	目的(第1条)
(1)公契約の適正な履行を確保すること	・事業者等が仕様書に合致した公契約の適正な履行を確保することにより、「 <u>市民に提供されるサービスの質の向上</u> 」に繋げる。 ・市が適正な予定価格や工期を設定し、公契約の適正な履行を確保することにより、「 <u>適正な労働環境の整備</u> 」に繋げる。
(2)公契約の公正性、競争性及び透明性を確保すること	市が談合等の不正行為の防止等、契約の相手方として相応しい事業者を選定するため、公契約の公正性、競争性及び透明性を確保することにより、「 <u>市民に提供されるサービスの質の向上</u> 」に繋げる。
(3)市内に本社又は本店を有する事業者等の振興に資すること	当該基本理念を含め、4つの基本理念に基づき行動することで、「 <u>地域経済の健全な発展</u> 」に繋げる。
(4)公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。	・市が総合評価落札方式等において入札金額だけでなく、環境問題等、社会的課題の解決に資する取組を行う事業者を評価し、契約の相手方とするなど、社会的課題の解決に資する取組を推進することにより、「 <u>事業者等の社会的評価の向上</u> 」に繋げる。 ・事業者自身も総合評価落札方式等において提案したとおり、社会的課題の解決に取り組むことにより、「 <u>事業者等の社会的評価の向上</u> 」に繋がる。

2 実効性の確保

条例に以下の内容を規定し、事業者の事務負担や労働者保護の観点に留意しながら、条例の実効性を担保するために取り組む。

★条例の目的及び基本理念の周知・浸透

条例の効果を発現するためには、本市職員及び事業者等が条例の目的や基本理念を正しく認識する必要がある。そこで、基本理念の周知・浸透に取り組む。

<市の責務(第4条)>

- 1 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進しなければならない。
- 2 市は、公契約に係る業務に携わる事業者等及び労働者に対し、この条例の目的及び基本理念を周知するよう努めなければならない。

★相互の協力

条例の目的を達成するためには、市と事業者が共に取り組むことが不可欠である。どちらか一方だけの努力では、条例の効果を十分に発揮することはできない。そこで、市と事業者等が相互に協力する。

<相互の協力等(第6条)>

市及び事業者等は、この条例の目的を達成するため、相互に協力し、情報共有、意見交換その他の必要な取組を推進するよう努めるものとする。

★取組方針

事業者等に対して条例遵守を要請するためには、まず、発注者としての市が、基本理念を踏まえた施策等を実施していく必要がある。そこで、市の姿勢として「取組方針」を定める。

<取組方針(第7条)>

- 1 市は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するための取組方針を定めるものとする。
- 2 前項の取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための必要な事項を定めるものとする。

★誓約書の徴取

適正な労働環境を確保するためには、労働関係法令を遵守する必要がある。また、契約の当事者双方が社会的責任を自覚し、適切な行動を取ることで、各々の社会的評価の向上に繋がる。そこで、労働関係法令の遵守を促す。

<適正な労働環境の整備等に関する誓約等(第8条)>

事業者は、別に定めるところにより、市長等(市長及び公営企業管理者をいう。次条において同じ。)に対し、当該事業者が雇用する労働者の適正な労働環境の整備や下請負者等と締結する契約の適正化に関する事項について誓約するとともに、当該誓約の内容を当該労働者に通知しなければならない。